

問1 地方自治における直接請求権のうち、「条例の制定・改廃請求」の手続きに関する説明として、正しいものはどれですか。

(2018年 岡山公立入試 類似)

1. 有権者の50分の1以上の署名を集め、地方公共団体の長（首長）に対して請求する。
2. 有権者の3分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に対して請求する。
3. 有権者の50分の1以上の署名を集め、監査委員に対して請求する。
4. 有権者の3分の1以上の署名を集め、地方議会に対して請求する。

問2 明治時代における地方自治の仕組みについて述べた文章のうち、当時の知事の地位や選出方法を正しく説明しているものはどれですか。 (2023年 兵庫公立入試 類似)

1. 中央政府から直接派遣される官選の立場であった
2. 各府県の議会において議員の投票により指名された
3. 地域の住民による直接選挙で選ばれる公選制であった
4. 日本国憲法の規定に基づき、地方の代表として選出された

問3 地方公共団体が、条例に基づいて地域住民や企業から徴収する「地方税」の定義とその性質について述べた文として、正しいものを次のうちから選びなさい。 (2018年 岡山公立入試 類似)

1. 地方公共団体が独自に徴収する自主財源であり、その使い道は各団体の判断に委ねられる。
2. 国が一定の基準で徴収した税金を、地方の財政格差を埋めるために配分する、使い道が自由な資金である。
3. 義務教育や道路建設など、特定の事業を行うために国から補助される、使い道が制限された資金である。
4. 財源不足を補うために地方公共団体が発行する債券であり、後で利子を付けて返済する必要がある。

問4 地方議会議員選挙において、立候補者が定数に満たない「定員割れ」が発生したり、無投票当選が相次いだりしている現状が、地方自治に与える影響や背景を説明したものとして最も適切なものはどれですか。 (2024年 宮崎公立入試 類似)

1. 有権者が候補者の政策を比較して選ぶ機会が失われ、住民の多様な意見が議会に反映されにくくなる。
2. 若者の政治への関心が急激に高まったことで、特定の政党が候補者を一本化した結果、選挙戦が減少している。
3. 国政選挙に比べて地方議会議員の権限が極めて強くなったため、立候補に厳格な資格制限が設けられた。
4. 市町村合併によって議員定数が全国的に大幅に増加したため、一時的に候補者の供給が追いつかなくなっている。

問5 地方自治の仕組みである二元代表制における、首長と地方議会の関係性の説明として最も適切なものはどれですか。 (2018年 岐阜公立入試 類似)

公立入試 類似)

1. 首長は議会の解散権を持ち、議会は首長の不信任決議権を持つことで、互いに抑制と均衡を保っている。
2. 首長は議会のリコール（解職請求）を決定する権限を持ち、議会は首長の任期を自由に短縮できる。
3. 議会が首長を指名し、首長は議会の意向に反する予算案を提出することができない。
4. 住民は議会の議員のみを選挙で選び、その当選者の中から互選によって首長が決定される。

問6 地方公共団体の財政において、本来は自ら徴収する「地方税」によって必要な経費を賄うことが望ましいとされていますが、なぜ「地方交付税」や「国庫支出金」といった、国から移動してくる財源が必要とされるのですか。その背景として最も適切な理由を選択してください。 (2023年 栃木県公立入試 類似)

1. 人口や産業の集中度合いによって自治体ごとに税収の格差があり、自力だけでは十分な行政サービスを提供できない地域が生じるため。
2. 地方自治体が独自の判断で予算を執行することを防ぎ、国の強力な統制の下で全国一律の政策を強制的に実施させるため。
3. 地方税を徴収するためのコストが非常に高く、すべての税金を一旦国がまとめて徴収する方が経済的であると判断されているため。
4. 地方自治体には予算を編成する権限が与えられておらず、すべての歳入は一度国庫に納めなければならないという憲法上の規定があるため。

問7 日本の地方自治制度では、都道府県知事や市町村長といった「首長」と、地方議会の「議員」のどちらも、地域の有権者が直接投票によって選びます。このように、住民から直接選ばれた2つの代表が、互いに抑制し合い均衡を保ちながら政治を行う仕組みを何と呼びますか。 (2023年 島根公立入試 類似)

1. 二元代表制
2. 議院内閣制
3. 三権分立制
4. 間接民主制

問8 地方自治において、住民が自ら条例の制定や改廃を求めることができる「直接請求権」について、必要な署名数と請求先の組み合わせとして正しいものはどれですか。 (2016年 長崎県公立入試 類似)

1. 有権者の50分の1以上の署名を集め、地方公共団体の首長（知事や市町村長）に請求する。
2. 有権者の50分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に請求する。
3. 有権者の3分の1以上の署名を集め、地方公共団体の首長（知事や市町村長）に請求する。
4. 有権者の3分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に請求する。

答え合わせ・解説

問1	答え 1 有権者の50分の1以上の署名を集め、地方公共団体の長（首長）に対して請求する。	条例の制定・改廃請求は、住民の日常生活に関わるルール作りを目的とするため、解散請求などの身分に関わる請求（3分の1以上）よりも少ない「50分の1以上」の署名で成立します。請求先は執行機関のトップである首長ですが、実際に条例を成立させるかどうかは立法機関である議会での審議によって決定されます。
問2	答え 1 中央政府から直接派遣される官選の立場であった	明治時代の大日本帝国憲法下では、現在のような住民による公選制（日本国憲法で規定）とは異なり、知事は中央政府（内務省など）から地方へ派遣される「官吏」でした。これは中央集権的な国家体制を整え、政府の意向を地方に直接反映させることを目的としていました。
問3	答え 1 地方公共団体が独自に徴収する自主財源であり、その使い道は各団体の判断に委ねられる。	地方税は、地方公共団体が法律の範囲内で条例を制定し、住民や企業から直接徴収する税金です。これは自分たちの力で確保する「自主財源」であり、地方自治の本来の趣旨である「自分たちのことは自分たちの責任と財源で決める」という原則を支える重要な役割を担っています。選択肢にある他の項目は、それぞれ地方交付税交付金、国庫支出金、地方債の説明にあたります。
問4	答え 1 有権者が候補者の政策を比較して選ぶ機会が失われ、住民の多様な意見が議会に反映されにくくなる。	地方議会は、首長（市町村長など）とともに住民から直接選ばれる「二元代表制」の重要な役割を担っています。なり手不足により無投票当選が増えると、住民が自らの意思で代表者を選択するプロセスが省略されることになり、民主主義の機能が低下する恐れがあります。この背景には、現役世代が仕事をしながら議員活動を行うことの難しさや、地域社会のつながりの希薄化などが指摘されています。
問5	答え 1 首長は議会の解散権を持ち、議会は首長の不信任決議権を持つことで、互いに抑制と均衡を保っている。	二元代表制では、独立した関係にある首長と議会が互いにチェックし合う仕組みが整えられています。具体的には、議会が首長に対して不信任決議を行うことができ、これに対して首長は議会を解散して住民の判断を仰ぐ、あるいは失職して選挙に臨むといった手続きが定められています。これにより、どちらか一方が独走することを防いでいます。選択肢にある「議会が首長を指名する」仕組みは、国政の議院内閣制に近い形であり、二元代表制の説明としては誤りです。
問6	答え 1 人口や産業の集中度合いによって自治体ごとに税収の格差があり、自力だけでは十分な行政サービスを提供できない地域が生じるため。	地域によって産業の発展度合いや人口密度が異なるため、地方税収入には大きな格差があります。もし地方税だけで運営しなければならぬとすると、財政力が弱い自治体では教育、福祉、消防といった最低限必要な行政サービスすら維持できなくなってしまいます。これを防ぐために、国が財源を調整・補助することで、全国どこに住んでいても「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する仕組みが整えられています。
問7	答え 1 二元代表制	地方自治において、住民が首長と議会の両方を直接選挙で選ぶ仕組みを二元代表制といいます。国政における議院内閣制では、有権者が選ぶのは国会議員のみであり、内閣総理大臣は国会によって指名されるため、この点が地方自治と国政の大きな違いです。直接選挙によって選ばれた首長と議会が、それぞれの権限をもって対等な立場で議論することで、住民の意思をより多角的に反映させることが期待されています。
問8	答え 1 有権者の50分の1以上の署名を集め、地方公共団体の首長（知事や市町村長）に請求する。	地方自治法に定められた直接請求権のうち、条例の制定・改廃請求（イニシアティブ）は、有権者の50分の1以上の署名をもって首長に請求します。一方、議会の解散請求や首長・議員の解職請求（リコール）の場合は、より重い手続きとなるため、有権者の3分の1以上の署名を集めて選挙管理委員会に請求する必要があります。この署名数と請求先の違いは、入試において非常によく問われるポイントです。